

う え だ け じ ゆ う た く こ め ぐ ら お よ な か ぐ ら
上田家住宅米蔵及び中蔵

所在地：橋本市上田字荒瀬36 登録基準：(一)

紀の川南岸に所在する、かつて庄屋を務めた上田家の土蔵である。米蔵及び中蔵は敷地北側に建ち、二階建、切妻造、瓦葺で、江戸末期に建設された。二棟の土蔵を正面庇と壁で繋げて一体とし、紀の川側に向けて窓を左右対称に設け、腰に割竹を貼った重厚な外観である。

同敷地には令和4年6月に登録有形文化財（建造物）に登録された主屋、離れ座敷、^{いぬいぐら}乾蔵があり、これらと共に、紀の川沿いの歴史的景観を形成している。



き ゆ う ら せ い べ え し ょ う て ん ぽ
旧浦清兵衛商店店舗

所在地：有田郡広川町大字広字南市場1323他 登録基準：(一)

旧広村中心部の四つ辻の角地に所在する、浦家がかつて営んでいた酒蔵の旧店舗である。浦家は酒造業のほか、代々山林経営、肥料業、石灰製造業や海運業等を営んだ。広川町が令和元年に建物を公有化し、改修を経て現在は古民家コワーキング施設として活用されている。

建物は二階建、入母屋造、瓦葺で、明治後期に建設された。外壁は黒漆喰塗で、一階は縦板を張る伝統的な外観である。一階の座敷は良材を用いた上質な部屋であり、二階は街路に向けて大きな格子窓を二面に開く。歴史的風致の色濃い広の町並みの一角を形作る建物である。



登録有形文化財（建造物）とは

文化財登録制度は、近代を中心とする多様かつ大量の文化財を保護するため、平成8年の文化財保護法改正によって導入された。指定文化財とは異なり届出制を基本とする緩やかな保護制度で、登録により規制に強く縛られることはなく、建造物の様々な活用を行いやすいことが特徴である。原則として建設後50年を経過した建造物のうち、一定の評価*を得たものが対象となり、全国で既に13,000件を超える建造物が登録されている。

※登録基準 (一) 国土の歴史的景観に寄与しているもの

(二) 造形の規範となっているもの

(三) 再現することが容易でないもの